

鳥取県告示第449号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成23年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
鳥取県教育職員免許法認定講習会に係る資料代の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課
副主幹 福田 高之
- 3 委任期間
平成23年7月30日から同年9月2日まで